

短期入所生活介護

○人員配置基準について

[事例]

- 勤務形態一覧表において、管理者の勤務時間数や兼務している従業者のそれぞれの職種での勤務時間が把握できなかった。

施設（事業所）ごとに、原則として月ごとに（月初から月末まで）作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤、非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。
勤務形態一覧表は、サービス種別ごとに作成してください。

○研修について

[事例]

- ウェブによる職員研修において、レポート提出期限までに受講が確認出来ない職員に対して、期限後に研修受講したことを確認出来る記録がなかった。

職員全員が受講したことを確認し、その記録を残してください。

○居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

[事例]

- 指定短期入所生活介護事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って指定短期入所生活介護計画を作成しなければならないとされており、また、居宅サービス計画に沿った短期入所生活介護を提供しなければならないとされている。居宅サービス計画において指定短期入所生活介護により提供するとされたサービスが指定短期入所生活介護計画に含まれておらず、提供もされていなかった。

居宅サービス計画を踏まえた短期入所生活介護計画を作成するとともに、居宅サービス計画に基づいたサービスをもれなく提供してください。

○衛生管理等

- 指定短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等装置を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従業者に周知徹底を図ってください。
- 指定短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備してください。
- 指定短期入所生活介護事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施してください。

○入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

- 指定短期入所生活介護事業所は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催しなければなりません。

※令和9年3月31日までは努力義務とします。

○緊急短期入所受入加算について

[事例]

- ・緊急短期入所受入加算を算定する際、利用の理由・期間・対応などの事項を記録することとなっているが、担当者のメモに記載はあったが、事業所としての記録が整備されていなかった。

緊急短期入所受入加算を算定する際には、利用の理由・期間・対応などの事項を記録することとなりますので、事業所の記録を整備してください。

○サービス提供体制強化加算

[事例]

- ・当該加算の算定に当たり、毎年度4月から2月までの介護職員等の常勤換算数の平均を算出し、体制要件を満たすことを確認出来る算出資料が保管されていなかった。

・当該加算の算定要件である職員の割合は、毎年度4月から2月までの介護職員等の常勤換算数の平均を用いて要件を満たすことを確認し、算出資料は必ず保管してください。

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0 1 6 6 - 2 5 - 9 8 4 9

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp